要介護認定・要支援認定申請の特例受付について

令和７年５月９日

内容：１日が閉庁日の場合においても介護認定申請の受付を実施できるようにするため

対象申請：区分変更申請

対象期間：令和７年度中に各月１日が閉庁日となり、申請ができない場合
※6 月、11 月、R8.１月、２月、３月の５ヶ月が該当

受付方法：1 日（閉庁日）の前営業日に窓口へ持参すること。その時に、必ず、職員に１日受付と口頭で伝えること及び申請書に付箋をつけ、1 日受付と記載し、申請日欄は１日で記載すること。なお、各月 2 日以降及び 2 営業日以前の申請について特例受付は認めない。また、郵送については特例受付を認めない。

＜その他＞
・申請日を１日にすることで事業所の事務都合を優先して利用者の不利益につながることのないように留意すること。

＜スケジュール＞
R7
6 月 1 日（日）受付の場合、5 月 30 日（金）のみ特例受付可能
11 月 1 日（土）受付の場合、10 月 31 日（金）のみ特例受付可能
R8
1 月 1 日（祝）受付の場合、12 月 26 日（金）のみ特例受付可能
2 月 1 日（日）受付の場合、1 月 30 日（金）のみ特例受付可能
3 月 1 日（日）受付の場合、2 月 27 日（金）のみ特例受付可能

本取扱いは令和７年度のみとし、次年度以降は今年度の申請状況等を考慮し、あらためて判断する。